

大阪府豊中市桜の町五丁目11番10-201号
 田村四五六（持分1200分の1）
 熊本県熊本市九品寺三丁目17番24号
 山下清（持分480分の1）
 鳥取県西伯郡名和町大字西坪51番地20
 山下康保（持分480分の1）
 熊本県球磨郡あさぎり町上北1177番地5
 山下照生（持分480分の1）
 熊本県熊本市八島一丁目5番20号
 山下計助（持分480分の1）
 熊本県上益城郡益城町大字辻の城403番地
 尾方茂（持分5分の1）
 熊本県球磨郡五木村甲3479番地
 村口信雄（持分5分の1）
 熊本県人吉市願成寺町470番地1
 山村池子（持分5分の1）
 熊本県球磨郡五木村甲2672番地の37
 東早男（持分10分の1）
 熊本県人吉市鬼木町1372番地4
 登記名義人東ミサエ（持分10分の1）の相続人
 東早男（持分10分の1）
 熊本県人吉市鬼木町1372番地4

又は

- 3 (1) 土地の所在(B,K)の部分
 村口信雄
 熊本県人吉市願成寺町470番地1
- 3 (1) 土地の所在(C,D,I)の部分
 田山キクエ（持分3分の1）
 熊本県球磨郡五木村甲2997番地の77
 山村池子（持分3分の1）
 熊本県球磨郡五木村甲2672番地の37
 尾方茂（持分3分の1）
 熊本県球磨郡五木村甲3479番地
- 3 (1) 土地の所在(E,F,G,J)の部分
 山村池子
 熊本県球磨郡五木村甲2672番地の37
- 3 (1) 土地の所在(A,H,L)の部分
 不明 ただし
 犬童美津子
 熊本県人吉市瓦屋町2319番地47

又は

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 土地使用借権者
 頭地耕地整理組合
 上記代表者 組合長 豊永信治
 熊本県球磨郡五木村甲3374番地の47
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成17年5月31日

熊本県収用委員会公告第15号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成17年6月13日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
松本	3479番	宅地	宅地	323.96	319.97	319.97

	3480 番	畑	宅地	112	58.34	5.44
			畑			52.90
	3485 番 1	宅地	宅地	499.17	320.28	306.78
			畑			13.50
	3485 番 4	田	宅地	102	123.85	123.85
	3485 番 6	宅地	宅地	297.00	333.57	333.57
	3485 番 7	田	宅地	221	267.22	267.22
	3483 番	田	畑	69	77.71	77.71
3483 番 2	田	畑	99	118.34	118.34	
	3485 番 2	田	宅地	82	229.18	9.57
田口	2982 番	田		95		
			畑			219.61
	2988 番	田	畑	267	299.64	289.53
			公衆用道路			10.11
2903 番	畑	宅地	257	324.32	98.30	
		畑			226.02	

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
尾方茂
熊本県球磨郡五木村甲 3479 番地
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 17 年 5 月 31 日

熊本県収用委員会公告第 16 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
田口	2985 番	山林	宅地	9.91	216.78	216.78

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
豊永信治
熊本県球磨郡五木村甲 3374 番地の 47
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 17 年 5 月 31 日

熊本県収用委員会公告第 17 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類

- 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
松本	3488 番 2	墓地	畑	79	6.10	6.10

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
 な し
 4 土地所有者の氏名及び住所
 不明 ただし
 土地登記簿表題部所有者欄記載
 村境太藏
 存否不明
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 な し
 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成 17 年 5 月 31 日

熊本県収用委員会公告第 18 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。
 平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
 2 事業の種類
 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
田口	2971 番 2	山林	宅地	49	448.03	413.98
			私道			30.53
			公衆用道路			3.52

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
 な し
 4 土地所有者の氏名及び住所
 五木村（持分 77 分の 75）
 上記代表者 五木村長 西村久徳
 熊本県球磨郡五木村甲 2672 番地の 7
 不明 ただし
 五木村（持分 77 分の 2）
 上記代表者 五木村長 西村久徳
 熊本県球磨郡五木村甲 2672 番地の 7
 又は
 豊永マチヨ（持分 154 分の 1）
 熊本県球磨郡五木村甲 3374 番地の 47
 豊永信治（持分 462 分の 1）
 熊本県球磨郡五木村甲 3374 番地の 47
 三浦節子（持分 462 分の 1）
 熊本県上益城郡益城町大字広崎 737 番地 12
 豊永照志（持分 462 分の 1）
 熊本県熊本市八景水谷二丁目 12 番 2 号
 豊永忠男（持分 77 分の 1）
 大阪府寝屋川市石津南町 3 番 32 号
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 な し
 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成 17 年 5 月 31 日